九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

[025] 総合文化学論輯表紙奥付等

https://hdl.handle.net/2324/7452626

出版情報：総合文化学論輯. 25, 2026-11-01. 総合文化学研究所
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

総合文化学会会則　　2025.11.1 改定

１．本会は「総合文化学会 Japan Society for Comprehensive Cultural Studies」と称する。

会の趣旨は以下の通り。文化とは本来様々な文化が影響しあい総合的に成立するものである。

文化のそのような総合性に着目し、影響し合っている様子を比較論的に考察することでまた

さらなる総合的文化を生み出し、世界を豊かに創造することができる。

本会は人類のそのような総合的創造作業の一端を担いその発展に貢献することを目的とする。

従って、思想的政治的中立を以てその本分とする。

研究においては常に鳥瞰的な視点から全体を見通すことが求められるが、他方、個々の緻密な研究を抜きにしては全体を見通す研究は成立しえない。その意味において日常の研究や研究発表は尖鋭的な視野のものや巨視的なもののいずれをも受け入れる。それゆえにこそ特に、研究倫理や高度な論理的方法などを遵守することが厳格に要求される。

さらに、総合的文化研究の成果を社会の発展の為に還元することが求められる。

２．本会は全国の会員相互の研鑽と協力により総合的文化の研究の発展に努めることを目的とする。また各会員の研究成果を発展させるために、会員相互の特性や能力に応じた相互協力を推進する。なお本来の趣旨に基づき、国際的な参加者をも積極的に受け入れ、また、同様の趣旨を有する比較論的諸学会ほかの学会とは、事情を考慮しつつ協力し合う。

３．本会は前条の目的を達成するために、左の事業をおこなう。

（１）大会および研究会、ワークショップなどの開催。

（２）機関誌兼論集『総合文化学会論輯 Journal of Comprehensive Cultural Studies』の発行。

（３）会員有志による研究成果の刊行。

（４）その他本会の目的を達成するのに必要な事業。

４．本会は、総合的文化研究やその啓発活動に従事し本会の趣旨に賛成する者をもって会員とする。入会は理事会での過半数の決議を持って承認し、年会費を納入して成立する。

５．本会に会長１名(理事長・本会を代表し会務を総括する)と、理事(会の運営に関与し会務を処理するなど実務に従事する。）若干名を置く。任期は２年とし、再任を妨げない。選任は理事会で話し合って決定する。

６．理事会、総会は必要に応じて随時行われるが、年度が代わって最初の大会では必ず総会を開催する。なお４月１日を年度の開始とし、本会則も 2014 年 4 月 1 日付で発効する。

７．本会の経費は会費その他の収入による。（会計年度は 3 月/4 月を以て区切りとする。）

８．本会の事務局は運営組織としての総合文化学研究所
Japan Institute for Comprehensive Cultural
Studies に置く。総合文化学会会員は総合文化学研究所に所属する。

９．本会の会員は正会員・学生会員の二種に分けられる。
正会員の年会費は 5000 円、学生会員の年会費は 3000 円とする。
いずれも大会・研究会・ワークショップなどの折に払うか、口座に振り込むこと。
（振込先は事務局に問い合わせてください。）

１０．本会則の改訂は理事会の過半数の決定によって行う。